

栗崎善隣館 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗崎善隣館の役員等の法人運營業務に対しての報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 定款第9条に定める評議員、定款第16条に定める役員及び栗崎善隣館の事業運営のため委嘱する各種委員等に対し、その勤務実態に応じて必要な報酬等を支給することが出来る。

ただし、栗崎善隣館職員には支給しない。

2.前項の報酬等は、別表1「役員等報酬表」に定める額とする。

第3条 この規程に定めない事項は、理事長が理事会及び評議員会にその都度諮って決定する。

別表1 役員等報酬表

区分	支給する報酬	会議等に出席した場合の報酬
理事長	年間 300,000 円を7月、10月、1月及び4月に75,000 円に分割し支払う。 なお、勤務は1日2時間以上の常勤とする。	支給しない
理事	支給しない	支給しない
監事	支給しない	支給しない
評議員	支給しない	支給しない
評議員選任・解任委員	支給しない	支給しない
第三者委員	支給しない	支給しない
相談役	支給しない	支給しない

* 令和元年度 理事全員の報酬等の総額は、10,983,850 円

(法第59条の2第1項第3号、規則第2条の41及び第19条により公開する)